

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令の番号	昭和25年法律第201号		
許認可等の種類	仮使用の認定			根拠条項	法第7条の6第1項第1号、第2号		
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和52年10月28日住指発第771号 第一） ・「工事中の建築物の安全確保について」（昭和53年11月7日住指発805号） ・「仮使用承認制度の的確な運用について」（平成9年3月31日住指発169号） ・「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成27年5月27日国住指第558号 第2） ・「仮使用認定制度における指定確認検査機関と消防部局との連携等について」（平成27年5月27日国住指第788号） <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事中に使用する建物の防火・安全対策」（財）日本建築防災協会発行 ・「工事中建物の仮使用認定手続きマニュアル」（財）日本建築防災協会発行 						
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
						標準経由期間 日	24